

## St. Winefride's Well and the Mostyn Family

YAMAMOTO Shintaro

Recent historiography discusses the English Reformation focusing on the viewpoint of British Isles on one hand and Catholic survival in early modern Protestant Britain on the other. This article focuses on a gentry family named Mostyn in North Wales who were deeply associated with the St. Winefride's Well in Flintshire, Wales. St. Winefride's Well was so called outside sacred space since the middle ages, which was criticized and attacked by the Protestant church as superstition. It was transformed into an important nucleus for the Catholic community since the Reformation era. Hence, this paper discusses intersection of the two abovementioned topics of recent historiography of the English Reformation.

Further consideration revealed that the Mostyn family was divided into two lines, that is to say, Mostyn of Mostyn and Mostyn of Talacre. The former accepted the English Reformation and the Church of England and the latter stayed within the Catholic faith. Mostyn of Talacre protected the St. Winefride's Well as Catholic gentry, and the Jesuit missionary kept the Well and its chapel as an important Catholic threshold in the British Isles. On the other hand, from Mostyn of Mostyn, Sir Thomas Mostyn, although himself a Protestant, was called "a man not very rigid against Catholics", and was sympathetic towards the Catholics.

Through its consideration of the Mostyn family, this article reveals that not only the Catholic gentry, but rather the existence of groups sympathetic towards the Catholics was important for the Catholic survival in the British Isles.



# 聖ウィニフリッドの泉とモステイン家 —近世ウェールズの一ジェントリについての覚え書き

山本信太郎

## はじめに

かつてのイングランド宗教改革史研究においては、イングランドのプロテスタント化は民衆による自発的なものであったか、あるいはプロテスタント王権によって保守的な民衆に押しつけられたものであったかといった論争が繰り広げられた<sup>1)</sup>。ややもすれば水掛け論に陥ったそのような論争は、現在では近世イングランド社会の宗教的保守性を強調する修正論が定説の位置を獲得しつつあり、他方、さらに幅の広いその他の論点が模索されつつある。その中でも近年盛んに議論されている論点としては、イングランド、スコットランド、ウェールズ、アイルランドから成る複合国家としてのブリテンにおける宗教改革の総合的な叙述の模索と<sup>2)</sup>、研究自体は古くからあるものの<sup>3)</sup>、急速にその蓄積を増しつつあるカトリックの残存、

1) イングランド宗教改革をめぐる、いわゆる「上から下から論争」については、以下を参照。C. Haigh, 'The recent historiography of the English Reformation', in Do., ed., *The English Reformation Revised*, Cambridge, 1987. 指昭博「宗教改革」岩井淳、指昭博編『イギリス史の新潮流』溪流社、2000年。拙稿「イングランド宗教改革史研究をめぐる ―『歴史カル・リサーチ』A. G. ディケンズ特集号に寄せて」『西洋史学』224号、2007年、39-53頁。

2) 例えば、以下を参照。F. Heal, *Reformation in Britain and Ireland*, Oxford, 2003. 上記の書物を嚆矢として、近年の宗教改革史研究はイングランド以外を研究対象とするだけでなく、複数の地域や地域間の関係を議論する研究が増えており、それらの著作のタイトルはブリテンを冠する傾向にある。

3) 今や古典となった以下を参照。John Bossy, *The English Catholic Community, 1570-1850*, Oxford, 1976.

あるいはその生存戦略をめぐる議論の2つが挙げられる<sup>4)</sup>。

筆者は、ブリテン複合国家論の視点から、イングランド宗教改革の開始とほぼ同時期に正式にイングランド王国に統合されたウェールズについての考察を進めてきた<sup>5)</sup>。その結果、1536年と43年のいわゆるウェールズ合同法によってイングランド王国の一部となったウェールズへのイングランド宗教改革の影響をめぐることは、ウェールズはイングランドによるプロテスタント化を順調に受け入れたと言える側面と、遅くまで伝統宗教、特にウェールズの独自の文化との関わりの強い宗教的実践などが粘り強く残存したと言える側面の両方が検討されるべきであることが明らかにされた<sup>6)</sup>。

筆者は近年、後者の事例として北ウェールズの小都市ホーリーウェルに存在する中世以来の巡礼地である聖ウィニフリッドの泉について検討を行った<sup>7)</sup>。聖ウィニフリッドの泉は伝統的な聖域であると同時に、宗教改革以降、プロテスタントから迷信として批判され、また、イングランド国教会の体制のもとで非合法化され弾圧されたカトリック教徒の拠点となってきたとされるからである。そのような聖ウィニフリッドの泉のありようを検討した際に問題となったのは、当該期の泉とそのチャペルをどのような人々が直接管理したのかということである。泉がカトリックの拠点として存続し得たのだとしたら、それを可能にした要因の検討は、泉の歴史を明

4) 例えば、以下を参照。A. Walsham, *Catholic Reformation in Protestant Britain*, Farnham, 2014.

5) 拙稿「イングランド宗教改革とウェールズ」『人文学研究所報』（神奈川大学）52号、2014年、77-94頁。

6) さしあたって、前者を代表する見方とそれに対する批判としての後者については、それぞれ以下を参照。前者：G. Williams, *Wales and the Reformation*, Cardiff, 1997。後者：Katharine Olson, “Slow and Cold in the True Service of God”: Popular beliefs and practices, conformity and Reformation in Wales, c.1530-c.1600, in Tadhg Ó hAnnracháin, Robert Armstrong, eds., *Christianities in the Early Modern Celtic World*, Basingstoke, 2014.

7) 拙稿「ウェールズにおける聖なる泉への巡礼 —中世から近世の聖ウィニフリッドの泉」上原雅文編『自然・人間・神々 —時代と地域の交差する場』御茶の水書房、2019年。聖ウィニフリッドの泉について、日本語では以下も参照。指昭博『イギリス発見の旅 —学者と女性と観光客』刀水書房、2010年、66-68頁。

らかにする上で不可欠である。そのため、本稿は16・17世紀において聖ウィニフリッドの泉に大きな影響力を持ったとされる北ウェールズのジェントリ、モスティン家 (Mostyn family) を考察の対象として取り上げる。本稿はまた、聖ウィニフリッドの泉と関わったモスティン家の歴史を素描することによって、近世ウェールズにおけるカトリックのありようの一つの事例を考える覚え書きともなるであろう。このような考察は、先に挙げたブリテンの宗教改革史をめぐる2つの重要な論点 (複合国家とカトリック) の交差点としての意味をも持つことを付言しておきたい。

## 1. 聖ウィニフリッドの泉とその管轄の変遷

まずは聖ウィニフリッドの泉の来歴について確認しておきたい。聖ウィニフリッド (ウィニフリッドのスペルは今でも確定していない。筆者は以下のようなスペルを確認している。Winefride, Winifred, Wenefred, Wenefrede, Winefrith, Winifred) の泉は北ウェールズのフリントシャ (Flintshire) に位置する小都市ホーリーウェル (Holywell) にある中世以来の奇跡を起こす泉であり、現在でも多くの訪問者を引きつけるとともに、夏至の直後の日曜日に行われる祝祭には多くの人が集まることで有名である<sup>8)</sup>。

聖ウィニフリッドの伝説は7世紀にさかのぼる。ウィニフリッドは北ウェールズの領主の娘として生まれ、生涯純潔の誓いを立てたが、地元の豪族の王子カラドック (Caradog) に純潔を奪われそうになってその手から逃げたために怒ったカラドックに首を切り落とされた。しかし、叔父の聖

---

8) 毎年、夏至の直後の日曜日に行われる祭礼行列 (procession) と野外ミサは、正式には司教区年次巡礼 (Annual Diocesan Pilgrimage) と呼ばれる。この祝祭については、別稿で検討する予定である。



写真① 訪問者でにぎわう聖ウィニフリッド泉とそのチャペル  
(2019年6月22日 筆者撮影)

ベイノ (St. Beuno, d. 653/9) の奇跡によって生き返り、その後ローマに巡礼して、帰国して地元の女子修道院長として生涯を終えた。聖ウィニフリッドの泉は、切り落とされたウィニフリッドの首が転げ落ちた場所から吹き出し、その後奇跡を起こす泉として巡礼の対象となったされる。特に1189年に十字軍の戦勝祈願のためにリチャード1世が巡礼をしたことを皮切りに、リチャード2世、ヘンリ5世と代々のイングランド国王が巡礼に訪れたことによって名声を博した。テューダー朝を開いたヘンリ7世の母マーガレット・ボーフォートが、15世紀の後半に今につながる泉のチャペル(写真①を参照)を建立したとされる<sup>9)</sup>。

聖ウィニフリッドの泉については、1139年に『聖ウィニフリッド伝』が著され、その時点で著名な巡礼地に成長していたと考えられる。『聖ウィニフリッド伝』を書いたのは、ウェールズに隣接するシュロップシャの

9) 聖ウィニフリッドの泉についての文献や史料は全て註7に挙げた拙稿に列挙してあるので、そちらを参考にされたい。



写真② ベイジングワーク修道院の廃墟  
(2019年6月22日 筆者撮影)

州都にあるシュルズベリ大修道院の後の院長であり、当時副院長であったシュルズベリのロバート（Robert of Shrewsbury, d. 1168）であったが、1138年には聖ウィニフリッドの遺骸の一部が聖遺物としてシュルズベリ大修道院に移送されたとされているので、聖ウィニフリッドはイングランド全体で有名な聖人となっていたと考えられるであろう。ちなみに、20世紀後半のイギリスの歴史探偵小説である「修道士カドフェル」シリーズの第1作で、1977年に出版された『聖女の遺骨求む（A Morbid Taste for Bones）』は、まさにこの聖ウィニフリッドの遺骨のシュルズベリ大修道院への移送をテーマに扱っている<sup>10)</sup>。

先に述べたように、現在見られる泉に覆い被さる形のチャペルは15世紀に建立されたとされるが、それ以前から巡礼者を集めていた聖ウィニフリッドの泉にはすでにチャペルや建築物があったと考えられる。それらは、13世紀に入ると近郊にあったシトー会のベイジングワーク修道院

---

10) エリス・ピーターズ（大出健訳）『聖女の遺骨求む 修道士カドフェルシリーズ（1）』光文社、2003年。

(Basingwerk Abbey) の管理下に入った<sup>11)</sup>。現在でもベイジングワーク修道院の廃墟は、聖ウィニフリッドの泉から徒歩で30分ほど行った、デー川のそばのグリーンフィールドと呼ばれる集落の一角に残っている(写真②を参照)。なお、中世に聖ウィニフリッドの泉に訪問した歴代のイングランド国王は、このベイジングワーク修道院に宿を取ったと考えられている。

良く知られているように、ヘンリ8世の離婚問題に端を発したイングランド宗教改革は、1534年の国王至上法をもってイングランド国教会を成立させるとともに、1536年の小修道院解散法と1540年の大修道院解散法によって、イングランド全土に存在していた約800の修道院を全て解散させ、その土地と建物は王権に没収された。聖ウィニフリッドの泉とそのチャペルを管轄してきたベイジングワーク修道院も解散され、その財産も没収されたのである。イングランド王権は修道院解散に先立って、イングランド全土の教会・修道院の土地財産を査定して記録するという史上空前の全国調査を行い、いわゆる「教会財産査定録 (*Valor Ecclesiasticus*)」を作成したが<sup>12)</sup>、その査定録によれば、ベイジングワーク修道院の管理下にあった聖ウィニフリッドのチャペルは年価値10ポンドと見積もられている<sup>13)</sup>。

莫大な解散修道院の土地財産の没収にかかわる行政的事務は膨大であり、小修道院解散法が制定されたのと同じ1536年にはそれらを専門に扱う国

11) ベイジングワーク修道院については、以下を参照。D. Williams, 'Basingwerk Abbey', *Cîteaux*, 32, 1981, pp. 87-113; Do., 'The Monks of Bainsgwerk: Foreigners in Wales?', *Flintshire Historical Society Journal*, 39, 2012, pp. 33-52.

12) 「教会財産査定録」については、以下を参照。拙稿「イングランド宗教改革とエドワード6世治下の教会財産目録」『人文研究』(神奈川大学人文学会)184号、2014年、120-122頁。

13) J. Hunter and J. Caley, eds., *Valor Ecclesiasticus temp. Henry VIII*, London, vol. 4, 1810, pp. 437-438. ベイジングワーク修道院についての教会財産査定録の記録が引用されている以下も参照。William Dugdale, *Monasticon Anglicanum, A hisotory of the abbies and other monsteries...*, London, 1846, pp. 261-264.



王増加収入裁判所 (court of augmentations) が設置され、その後 1554 年に財務府 (court of exchequer) に統合されるまで、もっぱら旧聖界領の処分にあずさわった<sup>14)</sup>。治世の後半には対フランス戦争を推し進めたヘンリ 8 世の政府は、莫大な戦費の捻出のために、ヘンリ 8 世がこの世を去る 1547 年までに、没収した修道院財産の約三分の二を売却したと言われる。それらの多くを新興のジェントリ層が購入し、いわゆる「ジェントリの勃興」の一因となったことは良く知られている通りである。

聖ウィニフリッドの泉とそのチャペルを管理してきたベイジングワーク修道院の土地財産を取得したと考えられるのが、本稿の対象であるモスティン家であった。ベイジングワーク修道院の正確な解散の日付は分かっていないが、修道院が建っていた土地とその建物については、まず、宮廷の官僚であるヒュー・スターキー (Hugh Starkey) に 21 年間の貸借で譲渡された。しかし、1540 年には地元北ウェールズのヘンリ・アップ・ハリ (Henry ap Harry of Llanasa) とピーター・マットン (Peter Mutton of Meliden) に売却され、その後、ヘンリ・アップ・ハリの娘の婚姻関係を通じてモスティン家の所有となったのである<sup>15)</sup>。また、国王増加収入裁判所の 1551 年 3 月 7 日の記録では、かつてベイジングワーク修道院が持っていたホーリーウェルの領主権 (Lordship) を含むその他の財産の貸借人として、モスティン家の一員であるピアズ・モスティン (Piers [Peyrs, Peter] Mostyn, d. 1580) が記載されている<sup>16)</sup>。この記録には聖ウィニフリッドの泉とそのチャペルについての直接の言及はないが、これらの記載をもって、泉とそのチャペルはモスティン家の管理下に入ったと考えられ

14) 国王増加収入裁判所については、以下を参照。W. C. Richardson, *History of the Court of Augmentations, 1536-1554*. Baton Rouge, LA, 1957. 栗山義信「初期チューダー財政研究：王室増加収入裁判所」『岐阜大学教育学部研究報告 (人文科学)』13 卷、1964 年、46-56 頁。

15) Williams, 'Basingwerk Abbey', pp. 102-103.

16) E. A. Lewis & J. Conway Davies, eds., *Records of the Court of Augmentations relating to Wales and Monmouthshire*. Cardiff, 1954. p. 396.

ている。なお、モスティン家の個人については、次節で詳しく述べる。

宗教改革以降の聖ウィニフリッドの泉は、病を癒やす奇跡の泉として巡礼者を受け入れ続けたが、プロテスタントによって非難の対象となるとともに、カトリックのコミュニティにとっては、その存続のための重要な拠点となっていった。プロテスタント急進改革を押し進めたエドワード6世の治世には、巡礼そのものがカトリックの迷信として取り締まりの対象となった。カトリックのメアリ1世が即位すると、聖ウィニフリッドの泉への巡礼は復活したが、エリザベス1世のもとでは再び圧力がかけられた。最も有名な出来事としては、1579年6月13日付けで、女王エリザベス1世によって、教皇教徒（Papist：ローマ・カトリック教徒への蔑称）の活動を明らかにし、彼らを弾圧する方法を模索するとともに、聖ウィニフリッドの泉への巡礼を特別に監視し、二人の人物を任命して、泉の奇跡によってひきおこされる病の治療効果を調査し、もし治療効果が認められなければ泉は破壊されなければならない、との指示が出されている記録が挙げられる<sup>17)</sup>。

他方、カトリック信仰を守ろうとした人々は、聖ウィニフリッドの泉のような伝統的な戸外の聖域を信仰の拠り所とし、さらにエリザベス1世の治世後半にブリテン島の再カトリック化を目指して活動を活発化させたイエズス会を代表とするカトリック宣教団も、聖ウィニフリッドの泉を拠点に選んだ。1666年から67年にかけて、イエズス会のブリテン管区内には北ウェールズとシュロップシャを包括する新たな行政区（district）が設立されたが、それはホーリーウェルを重要な拠点として、聖ウィニフリッド区（residence of St. Winifred）と呼ばれることとなった<sup>18)</sup>。このよう

---

17) Alexandra Walsham, ch.6, 'Holywell and the Welsh Catholic Revival', in Do, *Catholic Reformation in Protestant Britain*, Farnham, 2014, p.204; R. E. Scully, 'St. Winefride's Well, The significance and survival of a Welsh Catholic shrine from the early middle ages to the present day', in Margaret Cormack, ed., *Saints and their cults in the Atlantic world*, Columbia, SC, 2007, p. 211.

なカトリックの動向に、モスティン家がどう関わったのか、あるいは関わらなかったのかについては、第3節で詳しく論じることにした。

17世紀の後半に、聖ウイニフリッドの泉とモスティン家の歴史に大きな転換点が訪れる。聖ウイニフリッドの泉の歴史においても、特に取り上げられることの多いトピックが、1687年8月29日の国王ジェームズ2世による泉への巡礼と、その結果とされる王妃の妊娠である。近世イングランドの歴史は反カトリックの歴史でもあり、即位前からカトリックであることを公言していたジェームズ2世は議会と激しく対立したが、聖ウイニフリッドの泉に巡礼した直後に王妃メアリ・オヴ・モデナが妊娠したことによって議会との対立は決定的なものとなった。議会は、ジェームズの娘でプロテスタントのオランダ総督ウィレムに嫁いでいた、自身プロテスタントのメアリが次期王位を継ぐことが決定していたので、強硬なカトリック政策を採る現王ジェームズ2世をある意味で「我慢」していた。しかしカトリックの王位継承者、後の世に<sup>オールド・ブリテンダ</sup>老王位僭称者と呼ばれるジェームズ・フランシス・エドワード・ステュアートの誕生は、議会による国王交代とオランダ総督ウィレムによるイングランド王位継承、すなわち世に言う名誉革命を引き起こすことになった。聖ウイニフリッドの泉の奇跡が、名誉革命の原因となったとも言えよう。

子宝を授かったことに感謝した王妃メアリ・オヴ・モデナは、イエズス会にとって重要な拠点となっていた聖ウイニフリッドの泉とそのチャペルをイエズス会に譲渡することを願い、その旨がサー・ロジャー・モスティン (Sir Roger Mostyn, c. 1624-90) に命じられたとされる。18世紀に活躍した、ホーリーウェル近郊のホワイトフォード生まれの博物学者トマス・ペナント (Thomas Pennant, 1726-1798) が1796年に出版した『ホ

18) T. W. Pritchard, *St. Winefride, Her Holy Well and the Jesuit Mission c.650-1930*, Wrexham, 2009, pp. 181-182.

ワイトフォード教区とホーリーウェル教区の歴史』には、メアリ・オヴ・モデナがロジャー・モスティンに送ったとされる 1687 年 5 月 8 日付けの手紙が引用されている。それによれば、メアリは泉のチャペルをトマス・ロバーツ氏 (Mr. Thomas Roberts) に譲渡するとともに、チャペルが修復され良く用いられることを願い、さらにそこで活動するロバーツ氏を保護し、自由に活動させることを依頼している。ペナントはこのロバート氏をローマ教会の聖職者 (a clergyman of the church of Rome) であると書いている<sup>19)</sup>。この手紙を根拠に、その後の文献は王妃メアリが聖ウニフリッドの泉のチャペルをイエズス会に譲渡することを命じたと考えている<sup>20)</sup>。

その直後に名誉革命が起こり、ジェイムズ 2 世と王妃メアリは亡命を余儀なくされたので、この時のメアリの命令ないしは依頼がそのまま実行されたかどうかは定かではない。しかし、少なくとも聖ウニフリッドの泉はその後も奇跡を起こす泉として訪問者を集め続けた。ただし、泉を実際に訪れたジョンソン博士が指摘しているように<sup>21)</sup>、18 世紀に入ると聖ウニフリッドの泉は観光地としての要素を増していくことには注意を払うべきであろう。また、モスティン家はホーリーウェルに所有していた地所を 1920 年に売却しており<sup>22)</sup>、現在の聖ウニフリッドの泉とチャペルは、カトリックのレクサム司教区が管理している<sup>23)</sup>。

19) Thomas Pennant, *The History of the Parishes of Whiteford and Holywell*, London, 1796, pp. 221-222.

20) この件に関しては、以下の言及も参照。Walsham, *op. cit.*, p. 197; Daniel Huws, 'Sir Thomas Mostyn and the Mostyn Manuscripts', in Do., *Medieval Welsh Manuscripts*, Aberystwyth, 2000, p. 310; Glanmor Williams, 'St. Winifred's Well: Ffynnon Wenfrewl', *Flintshire Historical Society Journal*, 36, 2003, p. 49.

21) Walsham, *op. cit.*, p. 199.

22) Pritchard, *op. cit.*, p. 237.

23) レクサム司教区は 1987 年にミネヴィア司教区から分離したので、それ以前はミネヴィア司教区の管轄であったと考えられる。

## 2. モスティン家とその歴史

現在のモスティン家の当主、第7代モスティン男爵グレゴリ・フィリップ・ロジャー・モスティン (Gregory Philip Roger Mostyn, 7th Baron Mostyn, b. 1984) は、ウェールズのみならずイギリス全体でも有数の保養地である北ウェールズのスランディドゥノ (Llandudno) に多数の地所を所有し、2013年当時のネットの記事では、4800万ポンドの財産を所有し、イギリスにおいて30歳以下では第13位に位置する資産家であると報じられている<sup>24)</sup>。また、2019年10月には日本のテレビ番組にも登場し、流暢な日本語を披露した<sup>25)</sup>。しかし、モスティン家は所領を持っていた小さな漁村に過ぎないスランディドゥノを19世紀半ばに一大リゾート地に開発したことによって財を成した一族であり<sup>26)</sup>、本稿が対象とする宗教改革期には、北ウェールズでは有数の地主貴族であったが、国政レベルではマイナーな、爵位も持たない家柄であった。ちなみに、スランディドゥノは、『不思議の国のアリス』のモデルとなったアリス・リデル (Alice Pleasance Liddell, 1852-1934) の家族がたびたび滞在したことで有名であり、今でも街の至るところにアリス関連のモニュメントが建っている。

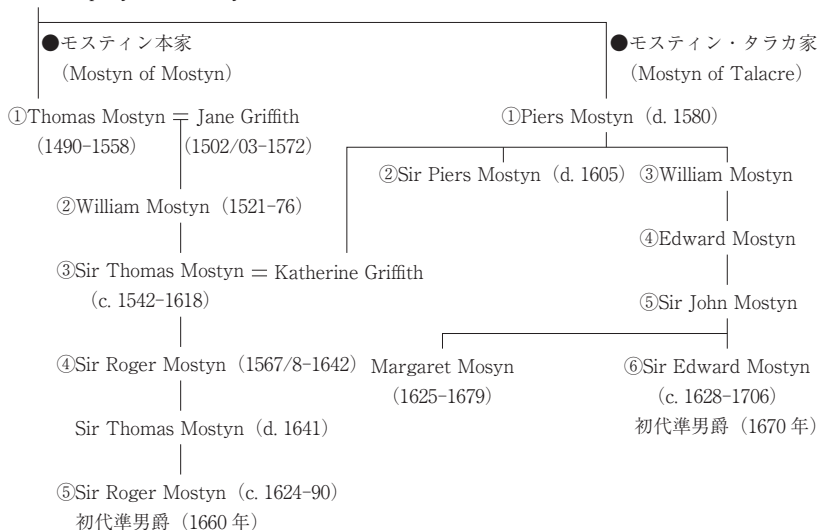
そもそも、この一族がモスティンの姓を名乗るようになったのは16世紀に入ってからである。モスティン家は14・15世紀に婚姻関係を重ねる

24) North Wales Lives, 'Lord Mostyn: Britain's 13th richest under 30-years-of-age', accessed 19 December, 2019.

25) 2019年10月12日放送の「世界ふしぎ発見!」(TBS)の「100年ミステリー-英国ウェールズ」は、当代の高祖父にあたる第3代男爵が20世紀初頭に日本を訪れたことをミステリーとして取り上げ、当代のグレゴリも登場した。

26) 保養地としてのスランディドゥノの歴史についての文献は多くあるが、モスティン家との関係については、特に以下の2点の情報が有益である。Christopher Draper, *Llandudno before the Hotels, 10,000B.C.-1854A.D.*, Pwllheli, 2007; F. Ron Williams, *Llandudno, and the Mostyn Influence*, Conwy, 1996.

Richard ap Hywel of Mostyn (d. 1540)



モスティン家系図 (準男爵位授与まで)

※主に本稿で言及する人物のみ

ことによって、北ウェールズの複数の所領を持つようになった一族で、その中心的な所領の名を取ってモスティン姓を名乗るようになった。モスティン姓を最初に名乗ったのは、トマス・モスティン (Thomas Mostyn, 1490-1558) と、その弟で、前述した通りベイジングワーク修道院の土地財産を取得したピアズ・モスティンである。二人の父はリチャード・アブ・ハウエル・オヴ・モスティン (Richard ap Hywel of Mostyn, d. 1540) で、ウェールズのアングルシ島を故地とするテューダー家のヘンリ7世とは、数代さかのぼると同じ先祖を持つ遠縁である<sup>27)</sup>。ただし、ヘンリ7世がイングランド王に即位するとリチャードは1600の兵を率いてそのもとに参じたが、ヘンリ7世に請われたものの、宮廷に入ることを拒んだため、地方領主であり続けた<sup>28)</sup>。

27) 註29の冒頭に挙げられた第3代モスティン男爵の手になる文献の75頁の系図を参照。

リチャードの長男トマスはウェールズの伝統的な呼び方ではトマス・アプ・リチャード・アプ・ハウエル (Thomas ap Richard ap Hywel [「アプ」は息子の意]) となる。しかし、父リチャードから5つの所領、すなわちデンビシャのペンゲルン (Pengwern)、フリントシャのモスティン、カーナヴォンシャのグロダス (Gloddaith [Gloddaeth])、アングルシのトリカステル (Trecastell) とトリガネズ (Tregarnedd) を継承したトマスは、父の死後ほどなくして、イングランド風のトマス・モスティンを名乗るようになった。また三男 (次男ヒュー [Hugh] は夭折) のピアズは兄よりも家産の経営が得意であったと言われており、ベイジングワークの解散修道院領を得るとともに、フリントシャのタラカ (Talacre) に所領を得て、そこを本拠地とした。この時のトマス・モスティンの家系がいわゆるモスティン本家 (Mostyn of Mostyn)<sup>29)</sup> を、ピアズ・モスティンの家系がモスティン・タラカ家 (Mostyn of Talacre)<sup>30)</sup> を形成し、現代に

28) P. S. Edwards, 'MOSTYN, Peter (by 1518-80), of Talacre, Flints.', The History of Parliament online (<https://www.historyofparliamentonline.org>).

29) モスティン本家については、まず、第3代モスティン男爵によってまとめられ、154部限定で出版され、個々の書籍にナンバリングもされている以下の文献を参照。L. N. V. Lloyd-Mostyn and T. A. Glenn, *History of the family of Mostyn of Mostyn*, London, Harrison & Sons, 1925. また、中近世のモスティン家の歴史を詳細に検討し、ウェールズ大学バンガ校 (現バンガ大学) に提出されたカーの学位論文とその他のいくつかの著作がある。A. D. Carr, 'The Mostyn family and estate, 1200-1642', Unpublished Ph. D. dissertation, University of Wales, Bangor, 1976; Do., 'The Mostyn of Mosyn, 1540-1642, Pt. I, II, *Flintshire Historical Society Journal*, vol. 28, 1978, pp. 17-37, vol. 30, 1982, pp. 125-144; Do., 'The making of the Mostyns: the genesis of a landed family', *Transactions of the Honourable Society of Cymmrodorion*, 1979, pp. 137-157; Do., 'Gloddaith and the Mostyns', *Transactions of the Caernarvonshire Historical Society*, 41, 1980, pp. 33-57. なお、『オックスフォード国民伝記事典』(ODNB) は「モスティン家 (per. 1540-1642)」をひとまとめの項目として掲載しているが、執筆者は同じくカーである (内容は、特に断りはないが、モスティン本家についての記述が中心である)。A. D. Carr, 'Mostyn family', ODNB. また、カーには中世末のウェールズ・ジェントリ全般について論じた以下の近著がある。A. D. Carr, *The Gentry of North Wales in the Later Middle Ages*, Cardiff, 2017. モスティン本家については、その他に以下も参照。William Llewelyn Davies, 'Mostyn familly of Mostyn Hall, Flintshire', Dictionary of Welsh Biography online (DWB) (<https://biography.wales>).

30) ピアズ・モスティンおよびモスティン・タラカ家についての文献は、本家に比べて極めて少ない。第3代モスティン男爵の手になる短文の他は、DWBに短い項目と、註28に挙げた『議会史』における議員としてのピアズの項目がある。L. N. V. Lloyd-Mostyn, 'Piers Mostyn, the First, of Talacre', *Flintshire Historical Society Journal*, vol. 11, 1925, pp. 45-48; William Llewelyn Davies,

至っている（モスティン家の歴史については家系図も参照）。

両モスティン家は王政復古期にともに準男爵位を得ており<sup>31)</sup>、さらにモスティン本家は、19世紀前半に直系が途絶えることによってモスティン男爵家が創設されて現在に至っている（後述）。以下、16・17世紀を中心にこのモスティン家の人々について見ておきたい<sup>32)</sup>。

最初に5つの所領を継承し、モスティン近郊のモスティン・ホールを本拠地としたモスティン本家の創始者トマス・モスティンは、弟ピアズとともに1543年にフリントシャの治安判事（Justice of the Peace）に就任し、継続的にその職をつとめるとともに、事実上、同州の筆頭の治安判事でもあった<sup>33)</sup>。しかし、弟ピアズは庶民院議員をつとめたのに対し、兄トマスは議員にはならなかった。なお、ウェールズからウェストミンスタの庶民院に議員が選出されるようになったのは、ウェールズがイングランドと合同した1536年と1543年の二次にわたるウェールズ合同法によってであり、モスティン家の議員としての経験については、この後で検討することにした。

トマス・モスティンは1517年にカナヴォンシャのジェントリ出身であるジェイン・グリフィス（Jane Griffith, 1502/3-1572）と結婚し、その間に12人の男子と7人の女子をもうけた。所領を継承した長男ウィリアム以外の男子は、アイルランドで軍務に就くなど、アイルランドとのコネクションを持つものが多く、地理的環境からウェールズとアイルランドの人々の関係が深かったことの事例ともなっていると言えよう。また、7人

---

‘Mostyn family of Talacre, Flintshire’, DWB.

31) なお、17世紀初頭に創設された準男爵位は、17世紀中には受けるに値しない信頼の置けない称号ともみなされた場合があることに注意しなければならない。以下を参照。仲丸英起「準男爵位の設置とその意義」『史林』98巻6号、2015年、838-870頁。

32) 以下、モスティン家の人々の伝記的情報については、特に註記しないかぎり註29と30に挙げた文献に依る。

33) Carr, ‘The Mostyn of Mostyn’, p. 19.



の女子のうち、結婚していることが確認されている5人はことごとく北ウェールズのジェントリ家系に嫁いでおり、緊密な血縁関係で形成される地域ジェントリのネットワークの濃厚なありようが浮き彫りにされている<sup>34)</sup>。

モスティン本家を継承したトマスの長男ウィリアム・モスティン(William Mostyn, 1521-1576)は、ペンブルック伯(William Herbert, first earl of Pembroke, 1506/7-1570)の元で軍務を重ね、メアリ1世治下には、メアリとスペイン皇太子フェリペ(後のスペイン王フェリペ2世)の結婚に反対して起こったワイアットの乱の鎮圧にも参加した。また、モスティン本家で初めて下院議員となったのもこのウィリアムである。さらに、ウェールズのジェントリが伝統的なウェールズ文化である吟唱詩人、バルド(bard)を後援したことは良く知られているが、現代にも復活している吟唱詩人の集会・大会であるアイステズヴォッド(eisteddfod)の記録上最も古いものが、1523年と1567年にフrintンシャのカエルウイス(Caerwys)で開かれたバルド大会であり<sup>35)</sup>、1567年のカエルウイス・アイステズヴォッドを、叔父ピアズ・モスティンやその他のジェントリたちとともに開催したのがウィリアム・モスティンであった<sup>36)</sup>。ちなみに、1523年のカエルウイス・アイステズヴォッドは、モスティン家の始祖リチャード・アブ・ハウエルによる開催である<sup>37)</sup>。

ウィリアム・モスティンは最初の妻との死別のため2回結婚しているが(2人の妻の名はともにマーガレット)、最初の妻との間の長男サー・トマス(Sir Thomas Mostyn, c. 1542-1618)が家督を相続した。モスティン家

34) *Ibid.*, pp. 22-24.

35) 森野聡子「中世のアイステズヴォッド」吉賀憲夫編『ウェールズを知るための60章』明石書店、2019年、186-187頁。

36) Carr, 'The Mostyn of Mostyn', p. 29.

37) Lloyd-Mostyn and Glenn, *op. cit.*, p. 69.

の家長は北ウェールズの有力ジェントリとして地元の官職を歴任することが多かったが、サー・トマスは特にそうであった。彼は、所領を持つアングルシとフリントシャの州長官 (sheriff) をそれぞれ2回、カーナヴォンシャの州長官を1回つとめるとともに、それら3州の治安判事もつとめ、さらには1602年からはシュロップシャのラドロウに本拠地を置く王権のウェールズ統治機関であるウェールズ辺境評議会 (The Council in the Marches of Wales) のメンバーにもなっている<sup>38)</sup>。また、モスティン本家で初めて騎士叙任を受けて、サーを名乗ることになった人物でもある。もちろん庶民院議員にも選出されている。このサー・トマス・モスティンはカトリックとの関わりにおいてニュアンスに富んだ人物で、その点は次節で改めて詳述したい。

サー・トマスの後を継いだのは、次男 (長男は夭折) のサー・ロジャー・モスティン (1567/8-1642) で、彼も父と同じく地元の重要官職を多く歴任し、1617年からはウェールズ辺境評議会にも席を置いた。さらに、サー・ロジャーは一族で初めて大学教育を受けた人物として記憶されている。1584年にはオックスフォード大学ブレイズノウズ・カレッジ (Brasenose College) に入学し、1588年からはロンドンの法学院であるリンカンズ・イン (Lincoln's Inn) でも学んだ。ブレイズノウズ・カレッジは1509年の創設の際の創設者の一人がウェールズに隣接するチェシャ (もう一人はランカシャ) の出身だったこともあって、ウェールズとの関係が深いことが指摘されるカレッジでもある。

ここまで、モスティン本家は4代にわたって順調に年長の息子が家督を相続してきた。しかし、いわゆるピューリタン革命が起り、内戦が始ま

---

38) ウェールズ辺境評議会については、以下を参照。拙稿「イングランド宗教改革とウェールズ辺境評議会」(脱稿済、2020年度中に出版予定)。なお、エリザベス1世治下のウェールズ辺境評議会のメンバーの一覧としては、以下を参照。Penry Williams, *The Council in the Marches of Wales under Elizabeth I*, Cardiff, 1958, pp. 342-361.

る直前にサー・ロジャーの長男サー・トマス・モスティン (d. 1641) が父より1年早く死亡したため、1642年にはその長男で祖父と同名のサー・ロジャー・モスティン (c. 1624-90) がおよそ18歳でモスティン本家を継承した。このサー・ロジャーは内戦中、国王派の軍人として軍隊を率いて大いに活躍し<sup>39)</sup>、その功績を認められて、王政復古の1660年には騎士叙任を受けるとともに、モスティン家全体で初めての準男爵位を授けられた<sup>40)</sup>。こうして、準男爵としてのモスティン家の歴史が始まることになる<sup>41)</sup>。

なお、先に述べたように、1687年にジェイムズ2世妃メアリ・オヴ・モデナから聖ウィニフリッドの泉とそのチャペルのイエズス会への譲渡を打診されたのが、この初代準男爵サー・ロジャー・モスティンである。聖ウィニフリッドの泉のチャペルは修道院解散後にモスティン・タラカ家の影響下に入っていたと考えられるが、上記の事実から、名誉革命時にはモスティン本家の管理下に移っていたと思われる。また、初代準男爵の祖父サー・ロジャー・モスティンが父から家督を受け継いだ直後（おそらく1619年）の財産一覧の記録が残っているが、フrintシャの項目においてホーリーウェル教区を含む9つの教区の土地財産からの賃貸料収入が184ポンド2シリング9ペンスとなっている<sup>42)</sup>。この記録にあるホーリーウェル教区の土地財産に聖ウィニフリッドの泉のチャペルが含まれているとすれば、泉の管理は17世紀前半にはモスティン本家のもとで行われていたと推察される。

次にピアズ・モテスティンとモスティン・タラカ家について見ていこう。

39) Huws, *op. cit.*, p. 309.

40) D. L. Thomas, revised by Sean Kelsey, 'Mostyn, Sir Roger, first baronet', *ODNB*.

41) サー・ロジャーの準男爵位授与とその後の準男爵家としての歴史については、以下も参照。G. E. Cokayne, ed., *Complete Baronetage*, vol. 3, 1649-1664, Exeter, 1903, pp. 102-103.

42) Carr, Ph. D. diss., pp. 418-421.

しかし、残念ながらピアズ・モスティンとモスティン・タラカ家の情報は極めて少ない<sup>43)</sup>。リチャード・アップ・ハウエルの子であったピアズは、モスティン本家初代の兄トマスが父の主要な所領を継承したため、同時期に詳細は不明だが何らかの方法でフrintシヤのタラカに所領を得、そこを本拠地とした。また、先に述べたように解散後のベイジングワーク修道院の土地建物を取得したヘンリー・アップ・ハリの娘アンと、ピアズ・モスティンの次男ウィリアムが1540年頃に結婚したことにより、ベイジングワークの解散修道院領もモスティン・タラカ家の所領に加わった<sup>44)</sup>。ピアズが、1551年の国王増加収入裁判所の記録においてベイジングワーク修道院のもっていたホーリーウェル教区の領主権の貸借人になっていたことはすでに述べた通りであるが、その際にピアズの肩書きが時の国王エドワード6世の伯父で摂政のサマセット公 (Edward Seymour, first duke of Somerset, c. 1500-1552) の従者 (servant) となっていたことも付言しておこう<sup>45)</sup>。また、フrintシヤの治安判事をつとめるとともに、1552年から53年にかけてはフrintシヤの州長官にも任命されている。

ピアズ・モスティンの長男で同名のサー・ピアズは1605年に子を残さず死んだので、モスティン・タラカ家は長男ピアズから先述の次男ウィリアムに継承された。その後は家系図にある通り、エドワード、サー・ジョンと続き、モスティン本家と同じくモスティン・タラカ家も内乱中に王党派についたことが評価され、サー・ジョンの長男サー・エドワード・モスティン (c. 1628-1706) が1670年に準男爵位を授与された<sup>46)</sup>。なお、サ

43) 註30を参照。ピアズ・モスティンの生年については、第3代モスティン男爵による短文では1495年前後、『議会史』のピアズの項目 ('Peter Mostyn' となっている) では1518年以前となっており、開きが大きい。しかし、後述する通り、後継者である次男ウィリアムの結婚が1540年前後とすると、遅くとも1510年までには生まれていたと考えられる。

44) ウィリアムとアンの結婚の情報の他、初代準男爵エドワードまでのモスティン・タラカ家の家系については、以下より再構成した。George William Collen, (revised corrected and continued), *Debrett's Baronetage of England*, London, 1840, pp. pp. 396-397.

45) 註16を参照。

ー・ジョンの娘で初代準男爵サー・エドワード・モスティンの姉マーガレット・モスティン (Margaret Mostyn, 1625-1679) は宗教的な側面での重要人物で、『オックスフォード国民伝記事典』にも立項されており、次節で取り上げることになる<sup>47)</sup>。

以上、16・17世紀を中心に両モスティン家の歴史を素描してきたが、両モスティン家は北ウェールズの有力ジェントリであり、国政の場であるウェストミンスタの議会にも議員を輩出している。以下、議員としてのモスティン家の人々についても確認しておこう。そもそも、ウェールズからウェストミンスタの議会に議員が選出されるようになったのは、1536年の第1次ウェールズ合同法によってであり、1543年の第2次ウェールズ合同法は、1542年の選挙で選出されたウェールズ出身の議員を加えた議会によって成立した<sup>48)</sup>。ウェールズはエドワード1世の征服戦争により、14世紀初頭にはほぼイングランドの支配下に入ったとも言えるが、イングランドと同じ州制度をウェールズ全域に導入し、導入された州制度を基礎にウェストミンスタに議員を送ることになったウェールズ合同法によって初めて、正式にイングランド王国の一部となったことは強調されて良いだろう。

ウェールズからウェストミンスタの議会に議員を送ったのは1542年の選挙からであるが、イングランドの州選挙区やバラ選挙区がそれぞれ2名の代表を選出したのに対し、ウェールズの州やバラはそれぞれ1名のみ代表を送った<sup>49)</sup>。この構造は第1次選挙法改正が施行される19世紀前半ま

46) エドワードの準男爵位授与と準男爵としてのモスティン・タラカ家については、以下も参照。G. E. Cokayne, ed., *Complete Baronetage*, vol. 4, 1665-1707, Exeter, 1904, pp. 45-46.

47) Nicky Hallet, 'Mostyn, Margaret', *ODNB*. なお、初代準男爵エドワードの生没年もこの記述にしたがった。

48) ウェールズ合同法とウェールズからの議員選出については、以下を参照。大高典子「イングランドとウェールズの〈国家統合〉：「統合法」(一五三六・四三年)の歴史的意義」『史論』(東京女子大学) 49, 1996年, 74-93頁。

49) ウェールズの選挙区や選出議員の情報は、註28にも挙げたオンライン版『議会史』に依って

でほぼ変わることはなかった<sup>50)</sup>。また、研究史上、各選挙における議員個人が特定される割合は大きく異なっており、ウェールズからの議員が初めて選出された1542年の選挙では、イングランド・ウェールズ全体で個人が特定されている割合は60%を切っており、ウェールズから選出された議員の名前はほとんど分かってない<sup>51)</sup>。そのようなことを踏まえた上で、モスティン家から輩出された庶民院議員について見ておこう。

まず指摘しておきたいことは、ピューリタン革命前にモスティン家から選出された庶民院議員は全て、その本拠地があるフリントシャの選挙区から選出されていることである。フリントシャには、第1次ウェールズ合同法以降、フリントシャ州選挙区と州内の5つのバラをひとまとめにしたフリント・バラズ (Flint Boroughs) 選挙区が置かれていた<sup>52)</sup>。先に述べたように、最初にモスティン姓を名乗ったトマス、ピアズの兄弟のうち、モスティン本家のトマスは庶民院議員になることはなかったが、モスティン・タラカ家のピアズは、1545年にフリントシャから、1558年にフリント・バラズから議員に選ばれている。ピアズは、父から所領を継承出来ず、むしろ自分の才覚で所領の拡大を図り、それを成功させたことが指摘されているが、そのような彼の能力のゆえに創設当初のウェールズの選挙区から議員に選出されたのかも知れない。

---

る。The History of Parliament online (<https://www.historyofparliamentonline.org>).

50) ウェールズはテューダー朝期には12の州(モンマスシャはイングランドの州として計算)から合計24名の州選出議員とバラ選出議員を輩出したが、必ずしも各州に州選出議員とバラ選出議員が1名いたわけではなく、ペンブルックシャにはハヴァフオードウェスト (Haverfordwest) とペンブルック・バラズ (Pembroke Boroughs) の2つのバラ選挙区があった一方で、メリオネスは州選挙区のみでバラ選挙区を有していなかった。

51) その後、1545年の選挙では75%の個人が特定されており、エドワード6世とメアリ1世治下の議会では、ほとんどの場合、100%近い議員の名前が分かっている。仲丸英起「ミッド・テューダー期イングランド下院議員の選出様態 ―選挙区移動の数量的分析―」『史苑』78巻1号、2018年、147頁。

52) フリント・バラズの5つのバラとは、フリント、リズラン (Rhuddlan)、カエルウイス (アイステズヴォッドの開催地としてすでに言及)、カエルグル (Caerwrlle)、オヴァトン (Overton) の5つである。

モスティン本家で最初に議員になったのは、2代目のウィリアムである。彼は、1554年4月、1554年11月、1572年の3回に渡ってフリントシャー州選挙区から選出されている。また、1576年にウィリアムが死ぬと、1577年の補欠選挙で息子サー・トマスが選出されているが、彼はその後再び議員になることはなかった。その息子、サー・ロジャーも終生に一度だけ、1621年にフリントシャー州選挙区から選出されている。また、革命前までにフリント・バラズにモスティン本家から議員が出ることはなかった。以上のような状況を見ると、モスティン本家は決して本拠地フリントシャーの議席をその家系で独占したわけではなく、地元の重要官職を歴任したサー・トマスも、父の死による補欠選挙を言わば一度だけ継承しただけの形である。このような状況からは、フリントシャーの選挙区は地元有力ジェントリ数家によるたらい回しで、モスティン家もその一員であったが、モスティン家の人々はウェストミンスタの議会での栄達を望むことはなかったし、宮廷での有力パトロンを持たず、所領が複数の州に分散していたモスティン家は、当該期には他の有力ジェントリほど地域社会に影響力を持たなかった<sup>53)</sup>、という指摘もうなずけるであろう。

なお、準男爵となって以降の両モスティン家の歴史についても補足しておきたい。モスティン・タラカ家は1670年にサー・エドワード・モスティンが準男爵となったあと、順当に準男爵位を継承し現在に至っている<sup>54)</sup>。他方、モスティン本家は第6代準男爵サー・トマス・モスティン(Sir Thomas Mostyn, 1776-1831)が未婚のまま死ぬと、前述の通り直系男子は断絶した。あとを継いだのは、第5代準男爵サー・ロジャーの三女で未婚のまま死んだサー・トマスの妹エリザベスと結婚していた準男爵サ

53) A.D. Carr, 'Mostyn family', *ODNB*.

54) 当代は、第15代準男爵サー・ウィリアム・ベイジル・ジョン・モスティン(Sir William Basil John Mostyn, b. 1975)である。

ー・エドワード・プライス・ロイド (Sir Edward Pryce Lloyd, 1768-1854) である。ロイド家はモスティン家と同じく北ウェールズに所領を持つジェントリで<sup>55)</sup>、サー・エドワードはモスティン家の財産を継承するとともに、義理の兄の死後半年経たないうちにモスティン男爵位を授与された<sup>56)</sup>。その後モスティン男爵プライス・ロイド家はモスティン姓を名乗ることも許され、中世以来のモスティン家の所領の一つグログダスのあるスランディドゥノを一大リゾート地に開発し、現在に至っている。

### 3. モスティン家とカトリック

本節では、モスティン家とカトリックの関わりについて考察したい。聖ウィニフリッドの泉とそのチャペルが宗教改革以降カトリックの拠点となっていくことはすでに述べた通りであり、近世における聖ウィニフリッドの泉のありようは、泉の管理と深く関わったモスティン家のカトリックとの関係に大きく影響されたと考えられるからである。結論から言うと、両モスティン家のカトリックとの関わりは対局にあったとされる。すなわち、モスティン・タラカ家がカトリック信仰を守り続けたの対し、モスティン本家は国王に忠実で基本的にはイングランド国教会を受け入れたプロテスタントであった。

近世イングランドの歴史は反カトリックの歴史でもあり、カトリックであることは犯罪として厳しく取り締まられたので、普通の人々の間での自覚的なカトリック教徒の数は激減した。しかし、屋敷の中のチャペルなど

55) ちなみに、1832年の選挙法改正の直前の時期まで、第6代準男爵サー・トマス・モスティンはフリントシャー選挙区から、サー・エドワード・プライス・ロイドはフリント・バラズ選挙区（一時期、アングルシのボーマリス選挙区）から選出された庶民院議員であった。なお、18世紀に入ってからフリントシャー選挙区は、モスティン本家によってほぼ独占されている。

56) W. L. Davies, 'Mostyn family of Mostyn Hall, Flintshire', DWB.



でカトリックの聖職者をかくまい、カトリックのミサを続けることの出来た貴族・ジェントリにカトリック教徒は多く、17世紀初頭において、爵位貴族の5分の1はカトリックであったとも言われる<sup>57)</sup>。

モスティン・タラカ家の初代ピアズ・モスティンは終生カトリック信仰を守ったと考えられ、少なくとも彼の死（1580年）まで聖ウイニフリッドの泉とそのチャペルがモスティン・タラカ家の影響下にあったとすれば、泉への巡礼の存続とカトリック・コミュニティの拠点としての聖ウイニフリッドの泉のありようは、モスティン・タラカ家によって支えられていたと言えるだろう。また、1579年6月には、エリザベス1世から聖ウイニフリッドの泉の調査と破壊の命令が出されていることを第1節で述べたが、泉とチャペルがこの時に破壊されたとの記録はなく、もしこの時に破壊を免れたのだとしたら、モスティン家の影響力があったのかも知れないことが指摘されている<sup>58)</sup>。

さらに、聖ウイニフリッドの泉を拠点に活動した初期のカトリック宣教師として、ホーリーウェル近郊出身のジョン・ベネット（John Bennett, c. 1550-1625）という人物が有名である。ベネットは、大陸に渡ってカトリックの神学教育を受け、1580年にブリテン島に戻って活動したが、1582年にモスティン本家のサー・トマス・モスティンに逮捕され、セント・アサフ主教に引き渡された。しかし、処刑を免れてブリテン島を脱出したベネットは、大陸でイエズス会に入会し、1590年に再びブリテン島に戻って聖ウイニフリッドの泉での活動を続けた<sup>59)</sup>。このイエズス会士としてのベネットの活躍を支援したのも、モスティン・タラカ家であったことが指摘されている<sup>60)</sup>。

57) 拙稿「16-17世紀前半のイングランド宗教改革と反カトリック」浅見雅一・野々瀬浩司編『キリスト教と寛容 一中近世の日本とヨーロッパ』慶應義塾大学出版会、2019年。

58) Walsham, *op. cit.*, pp. 183-184.

59) 拙稿「ウェールズにおける聖なる泉への巡礼」170-171頁。

また、その後のモスティン・タラカ家はブリテンのカトリックの家柄として重要な人物を輩出している。先にも述べたように、初代準男爵サー・エドワード・モスティンの姉マーガレット・モスティンもその一人である。マーガレットと妹エリザベス（Elizabeth Mostyn, 1626-1700）はカトリック信仰に篤く、ピューリタン革命下の内戦中に大陸に渡り、現在のベルギーのリエール（Lierre）にあるカルメル会の修道女となった。さらにマーガレットは1651年には副修道院長に選ばれ、1655年には若干30歳で修道院長となった。彼女が修道院長の時には、亡命中のチャールズ1世に付き従った王党派の一連隊がマーガレットによって支援を受けている。また、初代準男爵サー・エドワードの3人の娘たち、つまりマーガレットの姪たちもこの修道院に入っている<sup>61)</sup>。

さらに後代になると、モスティン・タラカ家からはカトリック解放後のウェールズ・カトリック教会における高位聖職者も輩出されている。第8代準男爵サー・ピアズ・モスティン（Sir Pyers Mostyn, 1811-1882）の四男フランシス・エドワード・モスティン（Francis Edward Mostyn, 1860-1939）は、1895年にウェールズ使徒座代理区司教（vicar apostolic of Wales）となり、1898年には初代のミネヴィア司教、1921年から死去まではカーディフ大司教をつとめた。このように、モスティン・タラカ家は20世紀に至るまでウェールズにおけるカトリックの名門であったと言える。

他方、モスティン本家はイングランド国教会の信仰を受け入れたプロテスタントであった。特に2代目のウィリアム・モスティンは非妥協的なプロテスタントであったと評されているし<sup>62)</sup>、先に述べたように、その息

---

60) Pritchard, *op. cit.*, p. 110.

61) Nicky Hallet, 'Mostyn, Margaret', *ODNB*.

62) A.D. Carr, 'Mostyn family', *ODNB*.

子サー・トマス・モスティンはカトリック宣教師ベネットを逮捕している。また、モスティン本家からは地元ウェールズのイングランド国教会の高位聖職者も輩出しており、4代目のサー・ロジャー・モスティンの息子ウィリアム・モスティン（William Mostyn, d. 1670）は、オックスフォード大学セント・ジョンズ・カレッジで学び、1633年にはバンガ大執事（Archdeacon of Bangor）に就任している<sup>63）</sup>。

このようにモスティン本家は明らかにプロテスタント国教徒の家系であり、聖ウィニフリッドの泉やカトリックを取り締まるべき立場にあった。しかし、彼らは常にカトリックに強硬な姿勢を示していたわけではない。特に、ウェールズ辺境評議会のメンバーを含め多くの官職を歴任し、国教忌避者（recusant）としてのカトリック非国教徒の取り締まりの重要性が急速に高まっていくエリザベス1世治世後半からジェイムズ1世の治世にモスティン本家の当主であったサー・トマス・モスティンは、同時代において、「カトリックに対して決して厳格ではなかった人物（a man not very rigid against Catholic）」として有名であり<sup>64）</sup>、そのことは1587年に起こったクルデン（Creuddyn）半島のカトリック教徒の隠れ家である秘密の洞窟にまつわる事件に良くあらわれている。

事件のあらまはこうである。モスティン家の主要な所領の一つであるグロダスの所在するクルデン半島には、カトリック・ジェントリであるピュー家（Puw family）が地盤を築いており、そこには多数のカトリック教徒がかくまわれているとの噂があった<sup>65）</sup>。1587年4月19日、カーナヴ

63) W. L. Davies, 'Mostyn family of Mostyn Hall, Flintshire', DWB. 以下のイングランド国教会の聖職者についてのオンライン・データベースも参照した。Clergy of the Church of England Database (<https://theclergydatabase.org.uk>).

64) 先に述べたカトリック宣教師ベネットを逮捕した際に、サー・トマスはそのような人物として形容されている。D. Aneurin Thomas, ed., *The Welsh Elizabethan Catholic Martyrs, The trial documents of Saint Richard Gwyn and of the Venerable William Davies*, Cardiff, 1971, p. 44. 以下における言及も参照。Carr, Ph. D. diss., p. 261; Olson, *op. cit.*, p. 100.

65) ピュー家については、以下を参照。'Puw, Pue, Pugh, family, of Penrhyn Creuddyn, Caernarfon-

オンシャの治安判事でバンガ大聖堂尚書 (Chancellor of Bangor Cathedral) であったウィリアム・グリフィス (William Griffith) は、12名のカトリックの聖職者がクルデンの洞窟に隠れているとの情報を得て、そのことをカンタベリ大主教に報告した。ただちに最も近くにいた治安判事であるサー・トマス・モスティンが取り締まりの命を受け、40人の兵を引き連れて洞窟に向かった。しかし、サー・トマスと40人の部下は洞窟の入り口を固めただけで、一夜明けてから中に踏み込むと、明らかにカトリックの礼拝が行われた祭壇や、さらにはカトリックの印刷物を作成したと思われる印刷設備が残されていたが、洞窟はもぬけの殻であった。サー・トマスが故意にカトリック司祭らを逃がしたかどうかは不明であるがその可能性は十分にあり、グリフィスはカンタベリ大主教に対して、サー・トマスのカトリック取り締まりに対する不注意と熱意の欠如についての不満を書き送っている<sup>66)</sup>。なお、この時洞窟で見つかった印刷施設は、この時期までにカトリックによる地下の印刷活動があったことを示しており、ウェールズ語による最初のカトリックの書物である『キリスト教徒の鏡』<sup>67)</sup>は、このようなカトリックの地下出版物であったと考えられている。

上記のようなサー・トマス・モスティンのカトリックへの姿勢がどのような意図にもとづくものなのかは判然としない。彼の最初の妻ウルスラ・グッドマン (Ursula Goodman, d. 1578) は1578年に死去しており、再婚相手は、最初の夫リース・グリフィス (Sir Rhys Griffith of Penrhyn) を亡くして未亡人になっていた、モスティン・タラカ家の初代ピアズ・モスティンの娘キャサリン (Katherine) であったので、そのことが彼のカト

---

shire; a prominent Roman Catholic family', DWB.

66) Carr, Ph. D. diss., p. 262. グリフィスのカンタベリ大主教宛書簡については、以下を参照。Thomas, ed., *The Welsh Elizabethan Catholic Martyrs*, pp. 59-60. なお、このトピックは現在のモスティン・エステイツのホームページでも紹介されている。'Sir Thomas Mostyn and the Creuddyn Catholics (1587)' in Mosyn Estates HP (<https://www.mostynestates.co.uk>).

67) *Y Drych Cristianogawl*. 同書はウェールズ国立図書館のHPで閲覧することが出来る。

リックへの姿勢に影響した可能性もある。いずれにせよ、反カトリック主義が高まるエリザベス治世後半で、プロテスタント国教徒でありながらもカトリックに対して断固たる態度を取らなかったモスティン本家当主の姿勢は、聖ウィニフリッドの泉とそのチャペルの運命にも少なからず影響を及ぼしたものと考えられよう。

## おわりに

本稿は、中世以来ウェールズ屈指の巡礼地であった聖ウィニフリッドの泉が、宗教改革以降プロテスタントに迷信として攻撃されながらもカトリックの拠点として存続し得た理由を探るべく、泉とそのチャペルの管理に深く関わったと考えられるモスティン家の歴史を描くことを試みた。同じモスティン家でもモスティン・タラカ家は明確なカトリック・ジェントリであって、そのような地元ジェントリが地域のカトリックの生存に深く関わったことは当然である。しかし他方、プロテスタント国教徒であるモスティン本家も、カトリックに断固たる態度を取らず、ある意味でカトリック・コミュニティの存続に寄与した面があることも明らかにした。近世のブリテンにおけるカトリックの歴史を考える上では、このようにカトリック教徒そのものについてだけでなく、カトリックの生存を許すようなプロテスタント有力者のありようが、その動機を含めて今後より深く検討されなければならないであろう。

例えば、モスティン本家の第2代準男爵サー・トマス・モスティン(Sir Thomas Mostyn, 1651-1692)は、オックスフォード大学クライスト・チャーチ・カレッジで学び、本人は確固たるプロテスタントであったが、妻ブリジット(Bridget Savege)はカトリックであったために、重要な所領であるグロダスにカトリックのチャペルを建立している<sup>68)</sup>。この

ような事例も「カトリックに対して決して厳格ではないプロテスタント」の背景を説明してくれる。国家と社会における一貫した反カトリックこそが近世イギリス史を貫くファクターの一つであるが、その中で、「反カトリックではない非カトリック」のありようも重要な課題であることを確認して、本稿を閉じることにしたい。

#### 付記

伊坂青司先生は、筆者が神奈川大学に着任して以来何くれとなく気にかけて下さり、また頻繁に酒席にも誘って頂いた。本稿の対象である聖ウィニフリッドの泉も、伊坂先生にお誘い頂いた神奈川大学人文学研究所の共同研究の中で辿り着いたテーマである。心よりの感謝を捧げる次第である。